

中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決)のご案内



令和7年11月1日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	シナジス筋注液の皮内、皮下及び筋肉内注射の手技料については、原則として1回のみ認められる。	シナジス筋注液は用法及び用量にてパリビズマブ(遺伝子組換え)として体重1kgあたり15mgをRSウイルス流行期を通して月1回筋肉内に投与する。なお、注射量が1mlを超える場合には分割して投与する。となっており、注射量が1mlを超える場合は左右の腕に注射するため、使用目的は同一であると考えられる。以上のことから、シナジス筋注液の皮内、皮下及び筋肉内注射の手技料については、原則として1回のみ認められると判断した。	適用診療月 令和8年2月
2	急性中耳炎に対する鼓膜(排液、換気)チューブ挿入術の算定は、症状詳記等から滲出性、再発性又は反復性が確認できる場合は、原則として認められる。	鼓膜チューブ挿入術は、主に、急性中耳炎を繰り返している場合、鼓膜切開術では改善が見込めない場合、又は鼓膜切開術を繰り返しても改善が見られない場合に行う手術である。以上のことから、急性中耳炎に対する鼓膜(排液、換気)チューブ挿入術の算定は、症状詳記等から滲出性、再発性又は反復性が確認できる場合は、原則として認められると判断した。	適用診療月 令和8年2月

3	中耳炎に対する鼓室処置の算定は、症状詳記等から鼓室穿孔の存在が明らかである場合は、原則として認められる。	鼓室処置は、急性又は慢性の鼓膜穿孔耳に対して鼓室の病変の沈静・制御を目的として、鼓室腔内の分泌物・膿汁等の吸引及び鼓室粘膜処置等を行った場合に算定する処置である。以上のことから、中耳炎に対する鼓室処置の算定は、症状詳記等から鼓室穿孔が明らかである場合は、原則として認められると判断した。	適用診療月 令和8年2月
4	尿管結石症に対する経尿道的尿管ステント留置術の算定は、症状詳記等から尿管狭窄等の状態が確認できる場合は、原則として認められる。	経尿道的尿管ステント留置術は尿管の狭窄、閉塞、浮腫などに対し尿路を確保するための施術である。以上のことから、尿管結石症に対する経尿道的尿管ステント留置術の算定は、症状詳記等から尿管の閉塞、狭窄の状態が確認できる場合は、原則として認められると判断した。	適用診療月 令和8年2月

本件に関する問合せ先
 中四国審査事務センター
 外科・混合審査室混合審査課(TEL:082-576-8156)